

2026年度

「エネルギー・環境分野における革新的技術の
国際共同研究開発」にかかる公募について

- 公募説明資料 -

注) 本資料は、公募要領の補足説明となります。
提案にあたっては公募要領を必ずご確認ください。

目次

- 事業目的
- 対象となる研究開発課題
- 研究開発の実施体制について
- 事業期間、規模
- 契約期間と積算額の考え方について
- 応募資格について
- 提案書類作成における留意点
- 提案書類一覧
- 提出方法について
- 審査項目について
- 海外共同研究先との国際共同研究契約書
- 知財マネジメントについて
- データマネジメントについて
- 契約にかかる留意点
- 公募に関するスケジュール
- 問い合わせ先

事業目的

- 世界共通の地球規模の課題である気候変動問題に対応しつつ、経済の成長を図っていく（環境と成長の好循環）ためには、国内外の先進的技術などを活用しながら、エネルギー・環境分野におけるイノベーションの創出を図っていくことが重要です。
- 本事業では、**我が国の研究機関等が**、世界の主要国（G20）を中心とした諸外国・地域の研究機関等と連携し、相互の強みを持ち寄り行う、2040年以降の実用化につながる新たな革新的エネルギー・環境技術を創出するための国際共同研究開発を支援します。



研究機関等間の連携・協力関係を構築・強化し共同研究を展開

我が国が主導する形で他国の研究資源を有効活用することで、将来CO₂の大幅削減など、気候変動問題解決に資するエネルギー・環境分野における革新的技術の開発を目指します。

対象となる研究開発課題



研究開発課題は、情報提供依頼（RFI）を通じて学術界や産業界等から広く集約した技術シーズ等情報や、革新的環境イノベーション戦略等我が国の戦略を踏まえて設定しました。

設定理由や技術例については「別添1 公募の対象となる2026年度 研究開発課題」参照。

課題番号	研究開発課題
【課題-1】	逆浸透膜の再生利用を含む高度淡水化技術の国際共同研究開発
【課題-2】	SiCウェハ製造・評価技術の確立ならびに標準化提案に向けた国際共同研究開発
【課題-3】	次世代型地熱発電の実用化に向けた革新的要素技術に関する国際共同研究開発
【課題-4】	電力需要の柔軟性確保に向けた革新的技術の国際共同研究開発

研究開発の実施体制について（1）

＜日本側＞

- 研究実施体制の要件として、我が国の研究機関(※)が、海外の研究機関等との間で国際共同研究体制を構築して実施することが必須です。このため、海外共同研究先との間で「国際共同研究契約書」を締結した上で開始することが条件となっています。
- また、実用化を見据えた研究開発を促進するため、企業の研究開発部門等を含めた産学連携体制を推奨します。企業を代表とした研究機関・大学等との産学連携体制の応募も可能です。ただし、日本側及び海外共同研究先共に、企業のみの体制での応募は受け付けておりません。

(※)「研究機関等」とは

- (ア) 国又は公設の試験研究機関
- (イ) 独立行政法人または財団法人及び社団法人であって試験研究に関する業務を行うもの
- (ウ) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関）

＜海外側＞

- 海外共同研究先の対象国は、G20を中心とした諸外国・地域とします。日本側研究機関等に対し、複数の海外研究機関との共同研究体制を構築頂いても構いません。
ただし、企業のみの体制での体制は受け付けておりません。
- NEDOは日本側の研究開発にのみ支援致します（海外研究機関は独自で資金確保要）。
- 本事業では、国際共同研究の実施により、将来我が国への裨益が期待されるような実施体制を構築頂きます。

研究開発の実施体制について (2)



□ 想定される連携体制

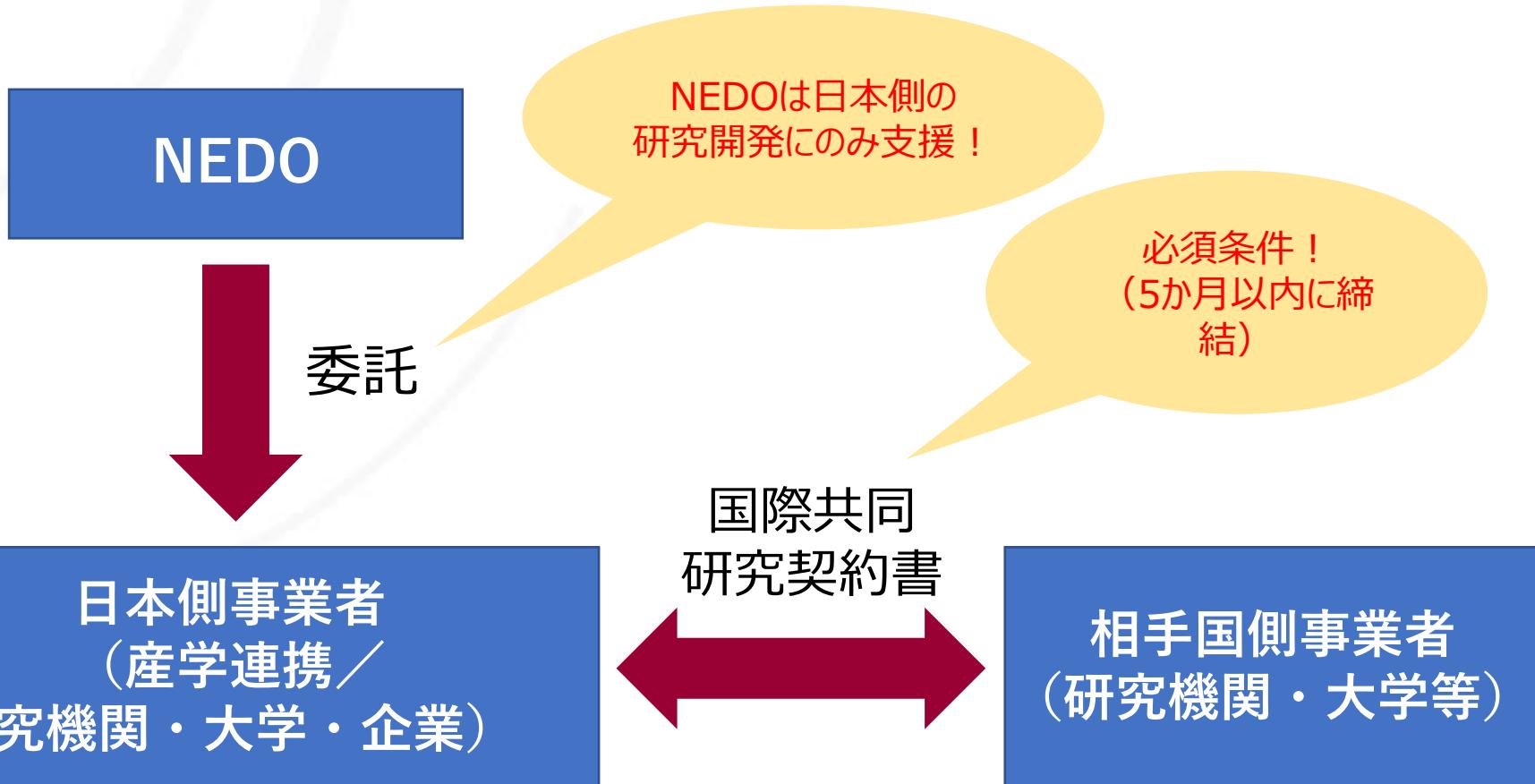
- ◎ : 2040年以降の実用化を見据え、推奨される体制。
- : 本事業の対象とする。
- × : 本事業では対象外とする。

日本 海外	研究機関等	企業単独 (民間企業、民間研究所)	産学連携
産学連携 (企業を代表とする体制も可)	○	×	○
研究機関等	○	×	○
企業単独 (民間企業、民間研究所)	×	×	×

補足説明2- 海外共同研究先との国際共同研究契約書締結の例

※国内・海外ともに、企業単独での提案は対象外

研究開発の実施体制について (3)



※国内・海外ともに、企業単独での提案は対象外

事業期間、規模

□ 事業期間

- 実施期間は2026年度の開始から1年以上、最大3年(36ヶ月)を予定しております。
※実施期間については予算の状況等を踏まえ、変更があり得ます。
- なお、実施期間が2年を超える研究開発案件については、研究開始後概ね18ヶ月経過した時点でNEDOがステージゲート審査（中間評価）を実施します。
その結果によっては計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合があります。
- 本事業の研究開始日は、採択通知日かつ海外共同研究先との国際共同研究契約書の締結日以降となります。具体的な開始日は、NEDOの指示に従ってください。

研究内容に応じた予算額で提案してください

□ 事業規模：3年間（36ヶ月）の総額は原則1.5億円以下

初年度（2026年度）：2,500万円程度 2年度（2027年度）：5,000万円程度
3年度（2028年度）：(5,000万円程度) 4年度（2029年度）：(2,500万円程度)
(委託：NEDO負担率100%)

※3,4年度はステージゲート審査（中間評価）の結果によります。

※事業開始が年度途中となり、実施期間が4年度にまたがるため、4年度分の予算も記載しています。

※**ステージゲート審査（中間評価）通過前（延長契約前）の2年間（24ヶ月）の研究期間総額は、1億円以下**

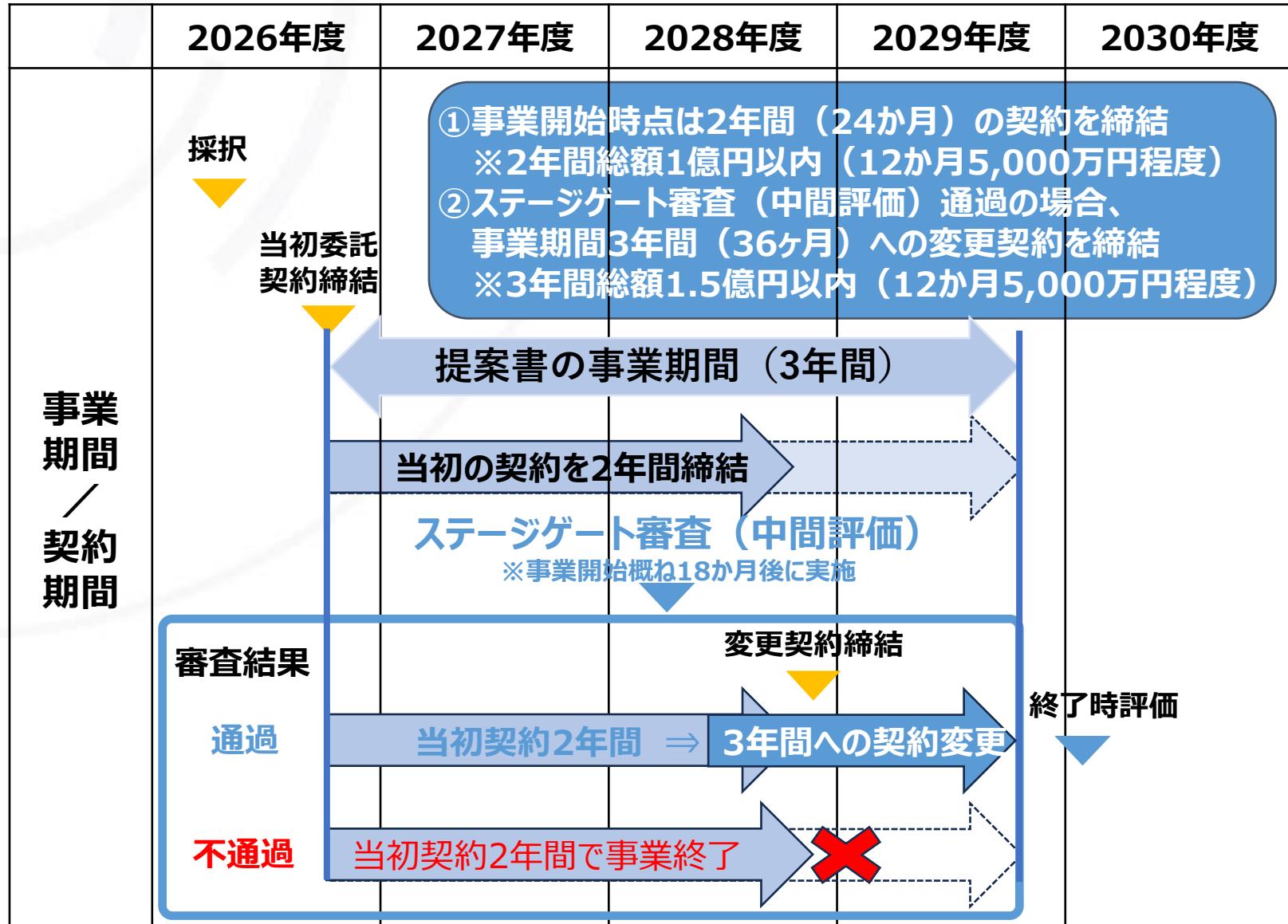
ステージゲート審査（中間評価）通過後、3年間（36ヶ月）の研究期間総額は、1.5億円以下です。

※NEDOは日本側の研究開発に対してのみ支援します。

※共同研究開発における日本側の研究開発において必要であると認められる場合は、海外共同研究先からの研究者による技術指導等にかかる招聘費（交通費・宿泊費のみ）や海外での設備使用料の計上は可能です。

契約期間と積算額の考え方について

●事業期間が3年間・36ヶ月の場合



応募資格について

応募資格のある研究開発実施機関となる法人は、公募要領「3. 応募要件（6）」の条件、「基本計画」に示された条件を満たす、研究機関等及び企業とします。なお、契約期間中に同一要件が満たされなくなった場合、契約を解除する場合があります。

＜主な留意点（一部抜粋）＞

- (6) ⑨安全保障貿易管理の観点から、海外への機微技術等流出・漏洩への対応として、以下に含まれる企業・組織等や国連武器禁輸国等が提案に含まれている場合は、本事業の応募対象外となります。
- ① 輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「**外国ユーザーリスト**」に
掲載されている企業・組織等
- ② 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（**国連武器禁輸国・地域**）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び**懸念3か国**（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業・組織等
・経済産業省ウェブサイト（安全保障貿易管理）：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
・外国ユーザーリスト（PDF形式、202.5年9月29日改訂版）：https://www.meti.go.jp/policy/anpo/20250929_1.pdf
・キャッチオール規制（概要・Q&A）：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchall.html>
- (6) ⑩産学連携体制等複数社が**連名で共同提案する場合、「代表者」を決め、事業全体の目標**に**対して適切な研究開発項目を設定し、「代表者」が事業全体を総括し管理**すること。
- (6) ⑪本事業を推進するにあたり、事業者は、外部有識者を数名程度含む研究開発推進委員会を設置し、年に数回程度委員会を開催し、研究開発の進捗状況に必要な助言等を得られる体制を構築すること。

提案書類作成における留意点

□ Expression of Interest (EOI) 【様式6】について

- 連携する国外の研究機関等と共同研究を実施する見込みが確認できるものとして、**署名入りのExpression of Interest (EOI) をご提出ください。**
- 研究者レベルでの署名でも可能です（電子サインも可）。ただし、研究者とのメールのやりとりは含みません。
- 日本側に提案機関が複数いる場合は、代表機関含む全ての参加機関による署名を記載ください。他方、海外共同研究先が複数いる場合は、代表機関のみの署名でも構いません。
- また、提案者は、海外共同研究先にも本事業の趣旨等を十分にご説明頂き、相互理解がなされた旨確認してください。尚、**研究開発費用は双方独自に確保する必要があること**及び**国際共同契約書の締結が必要となることを**海外共同研究先に伝えた上で提案をお願い致します。
- **海外研究機関から助言を受けるだけの提案では応募要件を満たしません。**海外研究機関が実施する研究開発内容の記載が必要です。

□ 情報管理体制等の確認票【様式5】

- 提案書に記載の実施者全て（再委託先等は除く）において、プロジェクトを遂行する上で、**取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）**に関して、**漏洩等防止する責任を負うこと**から、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取り扱う者の体制の構築等について回答頂き、提出ください。

提案書類一覧



各種様式は、NEDO公募サイトよりダウンロードすることができます。

提出物		備考
【様式1・ 様式2】	提案書 表紙・本文	<p>【様式1】 ・全法人の代表者名での提出が必要。 (再委託又は共同実施先を除く) ※提案にあたり代表者の承認を得ること。</p> <p>【様式2】 ・提案書作成上の注意事項に従い作成すること。 ※様式1・2はファイルを分けずに提出すること。</p>
【様式3】	代表法人研究開発責任者、共同提案法人研究開発責任者ならびに登録研究員情報	全実施機関の提出が必要。 (再委託先、共同実施先を含む)
【様式4】	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について	全実施機関の提出が必要。 (再委託又は共同実施先を除く)
【様式5】	NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票	全実施機関の提出が必要。 (再委託又は共同実施先を除く)
【様式6】	Expression of Interest (E O I)	連携する海外の研究機関等と共同研究を実施する見込みが確認できるものとして、署名入りのExpression of Interest (E O I) (研究者レベルでの署名でも可) を提出ください。研究者とのメールのやりとりは含みません。
-	直近の事業報告書及び直近3年分の単体／連結財務諸表、キャッシュフロー計算書、株主(社員)資本等変動計算書) (※) (別添10とともに提出)	<ul style="list-style-type: none">研究機関等以外の全実施機関の提出が必要すること。 (再委託先、共同実施先を含む)。様式は不問。
-	会社案内	会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書。研究機関等以外の全実施機関の提出すること。(再委託先、共同実施先を含む)。
-	契約に対して疑義がある場合の書面	契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出ください。

提出期限：2026年3月26日（木）正午までにアップロード完了

- 本公募は、補助金等申請システム「Jグランツ」にて応募を受け付けます。
- また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。
- 共同提案の場合は、代表法人が提出書類をとりまとめて申請してください。他の法人は申請不要です。
- Jグランツの利用には「GビズIDプライム」または「GビズIDメンバー」のアカウントが必要です。GビズIDの取得には2週間以上かかる場合がありますので、未取得の場合は余裕をもって登録してください。「GビズID」がない場合は応募できませんのでご注意ください。

【Jグランツ関連ホームページ（参考）】

- ・GビズIDサイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・NEDO事業の応募におけるJグランツでの応募受付について：https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html
- ・Jグランツ ポータルサイト：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

- 提案書は紙で郵送して提出するのではなく、以下のJグランツ公募ページの申請フォームに必要事項を入力と記入済みの提出書類をアップロードしてください

<Web 入力フォーム>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWzyMAH?wfid=a0XJ2000006e1BkMAI>

※Jグランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX又はE-mail等）による提出は、原則受け付けません。

審査項目について

採択基準	重み付け
1. 研究開発内容	
本事業の目標及び今年度研究開発課題との整合性	2.0
研究開発内容の革新性、独創性、優位性	3.0
研究計画及び国内実施体制の妥当性	3.0
2. 国際共同研究の必要性、メリット及び実施体制	
国際共同研究の必要性、メリット	3.0
国際共同研究の実施体制の妥当性	3.0
3. 実用化に向けた道筋	
2040年以降の実用化への道筋の実現可能性	3.0
社会実装のイメージ・インパクト	2.8
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関するもの	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	0.2

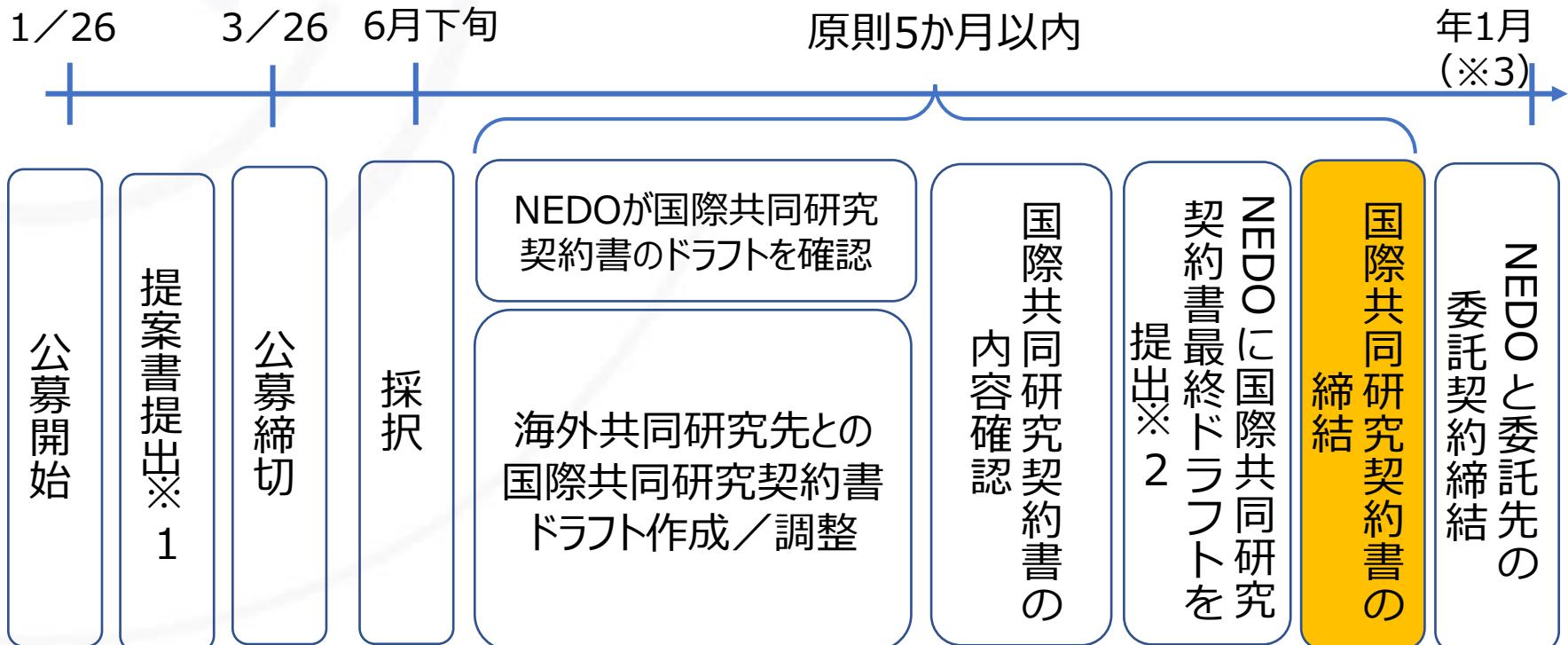


採択審査の結果、採択条件（提案内容の見直し、予算額の削減等）を付す場合があります。

海外共同研究先との国際共同研究契約書（1）



＜締結のタイミングについて＞



海外連携先との契約交渉は時間を要することが予想される為、NEDOの「国際共同研究契約書サンプル（2026年度版）」を送付する等、早期の着手をお願いいたします。海外連携先との締結前に、NEDOとの委託契約に齟齬が生じないかを確認致しますので契約書のドラフトを提出ください。海外連携先と最終調整ができた段階で国際共同研究契約書のドラフトと必要な項目が含まれているか等を確認するチェックリストをご提出頂きます。国際共同研究契約書の締結を確認後、NEDOは委託先との委託契約を締結致します。

※1 EOI【様式6】の提出

※2 チェックリストも併せて提出

※3 国際共同研究契約書締結日から2か月以内に、NEDOとの委託契約を締結

海外共同研究先との国際共同研究契約書（2）



海外共同研究先との『国際共同研究契約書』とは、機関同士の包括的なMOU等ではなく、個別の研究案件に関して、**実施計画書の内容に則った以下の項目等が最低限含まれている、組織間の法的拘束力を有する英文合意文書（署名入り）**を指しています。

- ① 締結者名（日本側、海外共同研究先側）
- ② 締結日・発効日
- ③ 共同研究の内容・目的・意義（双方の研究開発資金源／プログラム等）
- ④ 共同研究のスケジュール（計画）・共同研究期間
- ⑤ 共同研究の実施体制（責任者含む）及び役割分担
- ⑥ 守秘義務
- ⑦ バッググラウンドIPの取扱い、
- ⑧ 共同研究の成果（フォアグラウンドIP等）の取扱い
- ⑨ 共有知的財産が発生する場合の取り扱い
- ⑩ 準拠法・紛争解決方法

※**公募ウェブサイトに掲載している「国際共同研究契約書サンプル（2026年度版）」をご参照いただき、ご活用下さい。**

※本事業はNEDO委託事業の為、知的財産の取扱い(特に共有知財の場合)等を含め、NEDO委託契約の履行を妨げたり、日本側が不利益を被らないよう海外共同研究先と取りきめください。

特に日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第17条）を含む、NEDO業務委託契約約款（第5章第3節）知的財産権規定）の遵守を妨げることがないか、**海外共同研究先相手国法令等も確認しながら十分精査ください。**（本事業の「知的財産マネジメント基本方針」（別添7）もご参照ください。）

※海外共同研究先との国際共同研究契約書の締結ケース例については、補足説明資料をご参照下さい。

知財マネジメントについて（1）

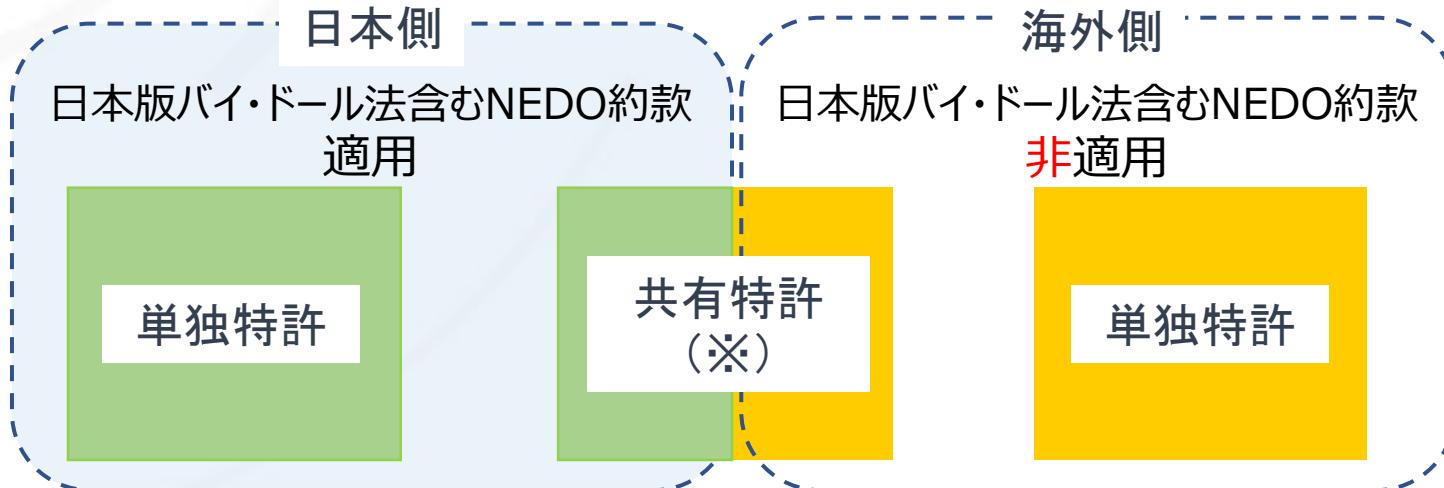
- 本事業は、「エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発における知財マネジメント基本方針」（別添7）を適用します。
- 本事業では、**産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）**が適用されます。
- 本方針に従い、原則として研究開発案件の事業開始（委託契約期間の開始）までに、研究開発案件ごとにプロジェクト参加者間（日本側のみ）で**知的財産の取り扱いについて規定・締結・発効**する必要があります（「知財及びデータの取り扱いについての合意書」「知財運営委員会運営規則」の作成）
- 海外共同研究先との国際共同研究契約書の締結の際には、原則として海外共同研究先との間で、**本方針における委託先の遵守義務について海外共同研究先にも合意してもらう必要があります**。
- 特に、海外共同研究先と**共有の知的財産権**が発生する場合は、NEDOの知財にかかる**約款（約款第5章第3節）**や「知財及びデータの取り扱いについての合意書」に支障のないようする**必要**があります。

【参考】「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」

<https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html>

知財マネジメントについて（2）

例えば、海外共同研究先と共有の特許を取得することが想定される場合、日本版バイ・ドール法遵守条項を含むNEDO業務委託契約約款第5章第3節が共有特許にも適用され、国の要請に応じて公共利益のためにNEDOに無償で利用許諾したり、NEDOが活用を促進するために第三者へ利用許諾したりすること等が求められる可能性があります。



- 日本の特許法等では、**共有知財の第三者への利用許諾等において全共有者の同意が求められます**が、**海外共同研究先が同意を拒否すると委託先が委託契約を遵守できなくなるリスク**があるため、国際共同研究契約書には、委託先と海外共同研究先の間で共有知財がある場合を想定し、委託先のNEDO業務委託契約約款遵守義務について、海外共同研究先が委託先に協力する義務があることを規定して頂く必要があります。（**条文作成等にお困りの際はNEDOにお問い合わせください。**）
- 海外共同研究先と国際共同研究契約書を締結するにあたっては、**法務や知財に関する専門部署や専門家と共に検討・交渉できる体制があることも重要です。**

データマネジメントについて

- 本事業は、「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針について」(別添8)を適用します。
[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other CA 00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)
- 複数事業者（日本側）が参加する研究開発案件では、**研究開発データの管理と共有化が重要**です。また、研究開発データを第三者にも利活用させることを検討することも重要です。
- 本方針に従い、原則として研究開発案件の事業開始（委託契約期間の開始）までに、研究開発案件ごとにプロジェクト参加者間（日本側のみ）で**データの取り扱いについて締結・発効**する必要があります（「知財及びデータの取り扱いについての合意書」「知財運営委員会運営規則」の作成）。
- 海外共同研究先との共同研究契約が、本方針及び本方針に則って締結する「知財及びデータの取り扱いについての合意書」に支障のないように、海外共同研究先と合意しておく必要があります。

契約にかかる留意点

□ 契約関連

本事業では、以下の約款を適用します。

①業務委託契約約款（企業等用と大学・国立研究開発法人等用あり）
※「業務委託契約約款」は業務委託契約書雛形の2項に記載しています。

②本事業に関する特別約款（企業等用と大学・国立研究開発法人等用あり）

また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

・委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

・委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

2026年

1月26日（月）：公募開始

3月26日（木）正午：公募締め切り（Jグランツで申請のこと）

4月初旬～6月中旬（予定）：採択審査

6月下旬（予定）：委託先決定（採択通知）

NEDOウェブサイトにて結果公表

※2月上旬頃に公募説明動画を配信予定です。

※6月下旬の採択通知から5か月以内に、海外共同研究先との国際共同研究契約書を締結いただきます。

また、国際共同研究契約書の締結から2か月以内に、NEDOとの委託契約締結となります。

※本資料は、公募要領の補足説明となります。提案にあたっては公募要領を必ずご確認ください。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
フロンティア部 先導研究ユニット 国際共同研究開発チーム
E-MAIL : shinkakushin@ml.nedo.go.jp

- ・本公募の内容や契約に係るご質問についてはEmailにてお問い合わせください。
- ・なお、質疑応答で他のご提案者にも共有すべきとNEDOで判断した内容につきましては、公募のウェブサイトに掲載することがございます。

- 補足説明資料

- 補足説明1 国際共同研究を行う上での留意点（日英）
- 補足説明2 海外共同研究先との国際共同研究契約書締結の例

本事業の公募に提案するにあたり、以下について事前に日本側提案者より海外共同研究先に説明し、ご理解を頂くようお願い致します。

■ EOI (Expression of Interest)

海外共同研究先の本国際共同研究事業への参加意思を確認するため、海外共同研究先の署名入りのEOIを提案書に添付する必要があります。**海外研究機関から助言を受けるだけの提案では応募要件を満たしません。**海外研究機関が実施する研究開発内容の記載が必要です。

尚、提案書提出の段階で、**研究開発費用は双方独自に確保する必要があること及び以下内容を遵守した国際共同契約書の締結が必要となることを、海外共同研究先に明確に伝えた上で**提案をお願い致します。

※NEDOホームページで「国際共同研究契約サンプル（2026年度版）」を公開しておりますので、事前に海外研究機関に送付ください。

■ 国際共同研究契約書

本事業の採択日から5か月以内に、日本側委託先とその海外共同研究先との間で国際共同研究契約書を締結する必要があります。日本側委託先には業務委託契約に定める本事業の知財マネジメント基本方針遵守義務及びバイドール条項遵守義務がありますので、共同研究契約には、その義務の履行を海外共同研究先が妨げない旨の規定が必要となります。特に必要となる規定を参考情報に示します。

<参考情報>

✓ 「エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発」における知財マネジメント基本方針

5. 海外共同研究先との国際共同研究

受託者は、本プロジェクトに関して海外共同研究先と共有の知的財産権を取得する場合、NEDOの業務委託契約約款第5章第3節の規定の適用に支障を与えないようにしなければならない。

✓ 日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）

政府資金を供与して行う委託研究開発に係る知的財産権については、受託者が適用の為の条件を遵守することにより100%受託者に帰属させることを可能とする制度。NEDO業務委託契約約款では以下のようない内容で規定される。（詳細内容は業務委託契約標準契約書 第31条(知的財産権の帰属)3項及び4項を参照のこと。<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>）

委託先は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 研究成果が得られた場合にはNEDOに報告すること。
- 二 NEDOが公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償でNEDOに実施許諾すること。
- 三 当該知的財産権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- 四 当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利の設定・移転の承諾にあたって、あらかじめ国の承認を受けること。
- 五 NEDOが実施する知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）に対して回答すること

各号のいずれかを満たさず、かつ、満たしていないことに正当な理由がないとNEDOが認める場合には、当該知的財産権を無償でNEDOに譲渡しなければならない。

Before submitting a research proposal for this program, a Japanese applicant (“entrusted party” if they accepted onto the program) is requested to explain the following conditions under the program to their foreign research partners and obtain their understanding.

■ *EOI (Expression of Interest)*

When submitting a proposal for this program, the Japanese applicant must attach the EOI signed by the foreign research partner.

Proposals that only receive advice from overseas research institutes do not meet the requirements for public submission.

It is necessary to describe the details of research and development conducted by overseas research institutes.

At the proposal submission stage, the foreign research partner must be informed that it is necessary to independently bear research and development expenses and that it is also necessary to conclude an international joint contract that complies with the conditions stated below.

■ *International Joint Research Contract*

A Japanese entrusted party accepted onto the program by NEDO must conclude an international joint research contract with the foreign research partner listed in the EOI within 5 months of the date of acceptance. As part of the international joint research contract, both parties must agree to cooperate with the Japanese entrusted party's obligations under the funding agreement with NEDO, plus the Japanese Bayh-Dole system clause and the basic policy for intellectual property (IP) management of this program.

References

✓ Basic policy for IP management of this program

(Article 5) If an entrusted party obtains joint IP rights with a foreign research partner under this program, the entrusted party must ensure that it and the foreign research partner shall comply with the provisions of Chapter 5, Section 3 of the funding agreement with NEDO.

✓ The Japanese Bayh-Dole system (Article 17 of the Industrial Technology Enhancement Law)

The Japanese Bayh-Dole system is applied under this program. Japanese entrusted parties can obtain IP rights created under this program subject to compliance with the following conditions:

(i) Report to NEDO when research results are obtained

(ii) To license the IP rights to NEDO free of charge when NEDO needs them for the public good

(iii) To license the IP rights to a third party upon a request of the Government of Japan if the IP rights have not been used for a considerable period of time

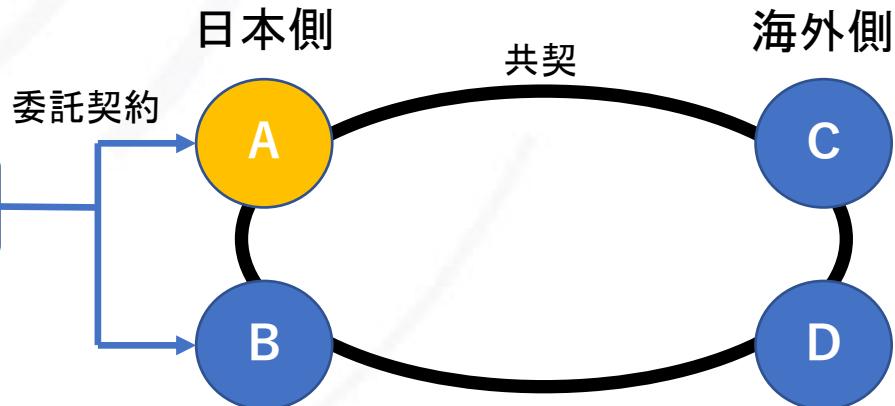
(iv) Obtain the approval of NEDO in advance for the transfer of the IP rights or the establishment/transfer of the right to use the IP rights

(v) Response to the usage survey (Bayh-Dole Survey) conducted by NEDO regarding IP rights

補足説明2- 海外共同研究先との国際共同研究契約書締結の例



【ケース1（推奨）】

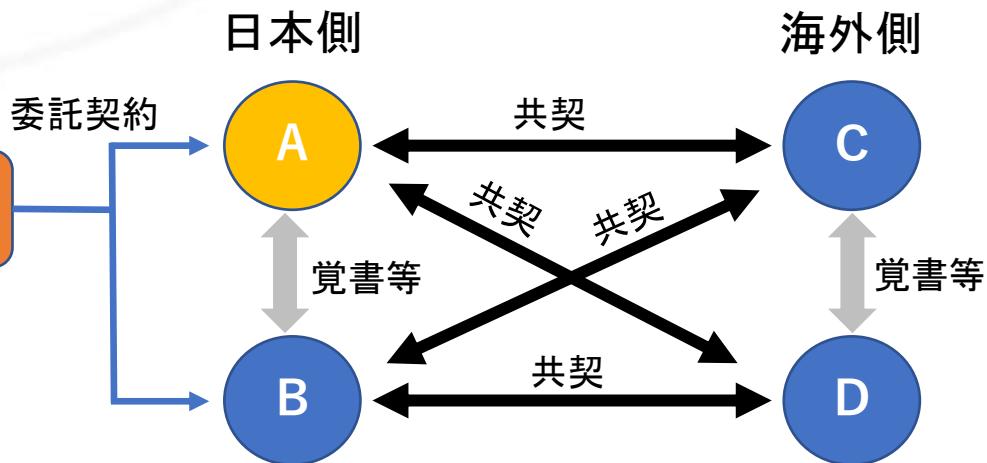


日本側:A(代表者=「研究機関・大学・企業等」)、B(参加者)
海外側:C(海外共同研究先1)、D(海外共同研究先2)

※A,B,C,D間で一つの国際共同研究契約書(以下、共契)を締結。

※A,B間はNEDO規程に基づき「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を締結。

【ケース2】



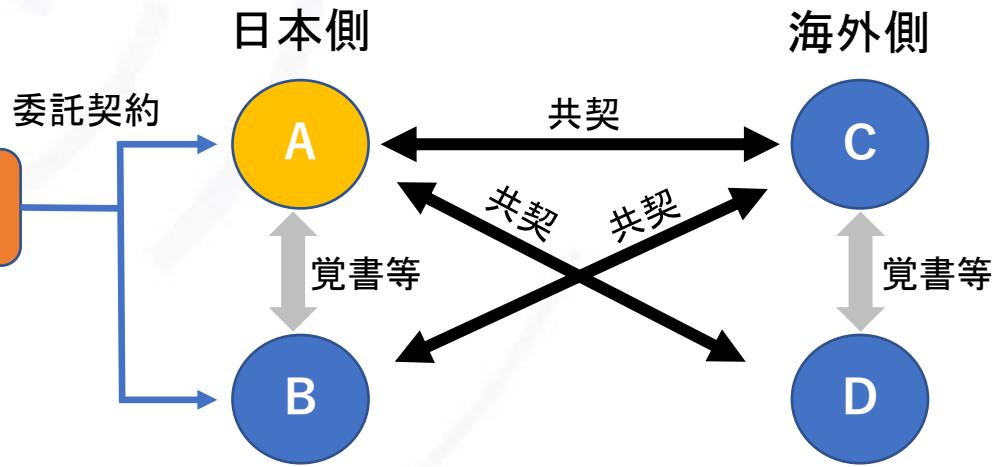
※個別に参加者それぞれと共契を締結。

※A,B間はNEDO規程に基づき「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を締結(同合意書と共契の間に齟齬が生じないこと)。更に必要に応じて、A,B間やC,D間において役割分担等に関する覚書等を締結。

補足説明2- 海外共同研究先との国際共同研究契約書締結の例



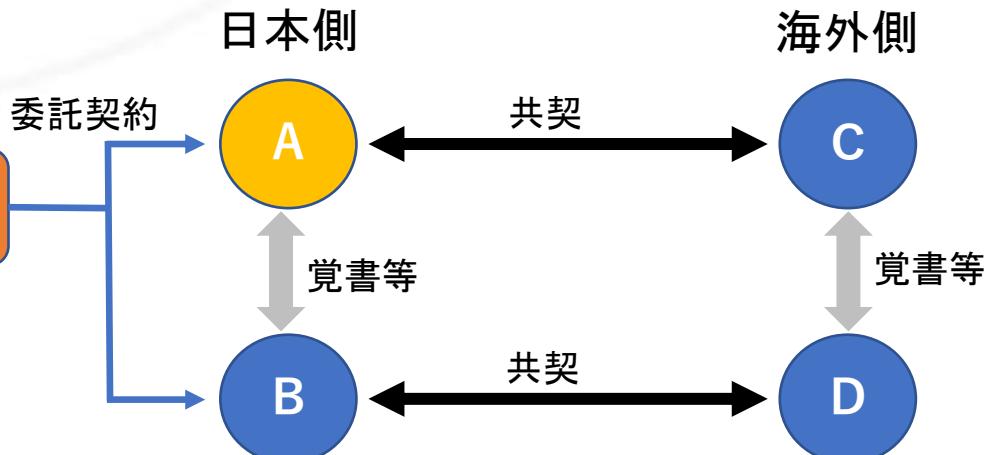
【ケース3】



※B,D間で直接的な研究や情報共有を行わない場合、B,D間の共契は不要としても構いません。ただし、全体の研究開発としてはA,B,C,D間が一体となって実施する意義を明確に実施計画書に記載いただきます。

※A,B間はNEDO規程に基づき「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を締結(同合意書と共契の間に齟齬が生じないこと)。更に必要に応じて、A,B間やC,D間において役割分担等に関する覚書等を締結。

【ケース4】



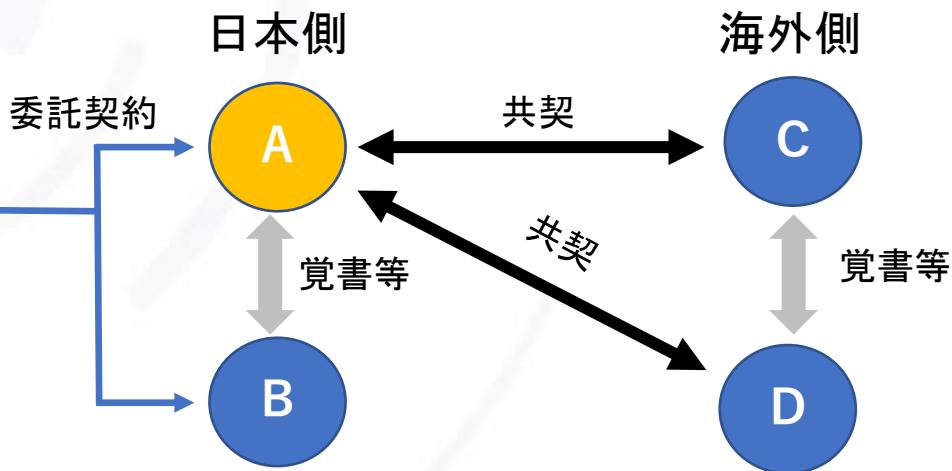
※B,C間、A,D間で直接的な研究や情報共有を行わない場合、B,C間、A,D間の共契は不要としても構いません。ただし、全体の研究開発としてはA,B,C,D間が一体となって実施する意義を明確に実施計画書に記載いただきます。

※A,B間はNEDO規程に基づき「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を締結(同合意書と共契の間に齟齬が生じないこと)。更に必要に応じて、A,B間やC,D間において役割分担等に関する覚書等を締結。

補足説明2- 海外共同研究先との国際共同研究契約書締結の例



【ケース5】



※Bが日本側の研究開発にのみ従事し海外側との直接的な関連性がない場合、Bは海外との共契を不要とすることも可能です。ただし、全体の研究開発としてはA,B,C,D間が一体となって実施する意義が明確であること、また、Aが責任を持って、Bの研究開発を総括・管理する役割分担となっていることを実施計画書に記載いただきます。

BがCの設備を使用したり、Cへ出向いて研究したり、共通の知財や成果が創出されるような研究計画、分担の場合は、B-C間の共契も必要となります。(B-D間も同様)

※A,B間はNEDO規程に基づき「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を締結(同合意書と共契の間に齟齬が生じないこと)。更に必要に応じ、A,B間やC,D間において役割分担等に関する覚書等を締結。

※Bは日本側、Dは海外側の研究開発にのみ従事し、相手国側との直接的な関連性がない場合、それぞれのコンソーシアムの代表者であるAとC間のみの共契締結としても可能です。

ただし、全体の研究開発としてA,B,C,Dが一体となり実施する意義が明確であること、更に、AがBの、及びCがDの研究開発の遂行に責任を持つことを実施計画書に記載ください。

なお、AがDの設備を使用したり、Dへ出向いて研究したり、共通の知財や成果が創出されるような研究計画、分担の場合は、A-D間の共契も必要となります。(B-C間、B-D間も同様)

※A,B間はNEDO規程に基づき「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を締結(同合意書と共契の間に齟齬が生じないこと)。更に必要に応じ、A,B間やC,D間において役割分担等に関する覚書等を締結。なお、Cが企業の場合には、C↔D間の共同研究契約書締結が必要。

【ケース6】

